

2020-9 税務・労務・法務情報

株式譲渡益課税のルール変更

非上場株式の譲渡所得税の計算方式が大幅に簡素化されました。2013年以来、不動産（土地・建物）を保有する企業の株式を譲渡する場合には、その不動産価額を Fair Market Value（公正な市場価格）に置き換えた上で、一株当たりの株価を算定し、キャピタルゲイン税を算出していました。今回、新規則が公布され、公正な市場価格の定義が修正されました。以下概要を解説します。

(RR2020-20 資本財として保有する株式の譲渡益課税<修正>)

1. RR 2013-06及びRR2008-06の第7条を以下の通り修正する。

2. 第7条 (C.2) 株式の「公正な市場価格」の定義

(C.2.1) 上場株式・・・株式市場を通じないで処分された場合、当日の市場の最終値とする。（修正なし）

(C.2.2) 非上場株式の場合は、以下のルールを適用する。

1) 普通株式・・・取引日直近の決算書に基づく帳簿価額を公正な市場価格と見做す。

2) 優先株式・・・過去未払となっている優先配当権を含む精算価額とする。

3) 普通・優先両方ある場合・・・まず、優先株式の精算価額を控除した後、普通株式の帳簿価額を算定する。

4) 公正な市場価額は、取引日の直近の決算書に基づく株価とし、その企業が保有する資産の評価益等を加算する必要はない。

3. 発効日 新聞公告日 (8/19) から15日後とする

(旧法RR2013-06の定め)

*公正な市場価格とは、取引対象となる企業が保有する不動産価額を ①BIR長官の定める公正価格 ②市町村評価額 ③独立した評価鑑定士の評価額 のいずれか最も大きい金額に評価替えした上で株価を算定するとの規定でした。

*従って、不動産を有する企業の株式譲渡をする場合には、上記3種類の評価額を入手することで、相当費用、相当期間が必要となっていました。

*このような状況下、株式譲渡前に不動産を別途処分することをお勧めしていました。今後はそのような複雑な手続きをとる必要はなくなりました。

4. 株式譲渡益課税の税率・・・2018年度税制改正により、非上場株式の譲渡益は15%課税となっています。

ジャパンデスク 清水 麻利

(英語・タガログ語⇄日本語翻訳業務担当)